製品安全データシート

作成日 2012年9月20日

1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称	Semiconductor CdSe nanocrystals dispersed in toluene
製品コード	91-6363, 81-6363, 92-6363, 82-6363, 93-6363, 94-6363, 95-6363
会社名	アフィメトリクス・ジャパン株式会社
住所	東京都港区浜松町１－２４－８　ORIX浜松町ビル7F
電話番号	03-6430-4100
FAX番号	03-6430-4001
メールアドレス	supportjapan@affymetrix.com
推奨用途及び使用上の制限	バイオサイエンス研究用試薬

2. 危険有害性の要約

GHS分類区分

物理化学的危険性	引火性液体 区分2 自然発火性液体 区分外
健康有害性	急性毒性(経口) 区分外 急性毒性(経皮) 区分外 急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 皮膚腐食性・刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 区分2B 皮膚感作性 区分外 生殖細胞変異原性 区分外 発がん性 区分外 生殖毒性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回暴露) 区分1(中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回暴露) 区分3(気道刺激性) 特定標的臓器毒性(単回暴露) 区分3(麻酔作用) 特定標的臓器毒性(反復暴露) 区分1(中枢神経系、腎臓、肝臓) 吸引性呼吸器有害性 区分1
環境有害性	水生環境有害性(急性有害性) 区分2 水生環境有害性(長期間有害性) 区分外
	上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示

注意喚起語	危険
危険有害性情報	引火性の高い液体及び蒸気 吸入すると有害 皮膚及び眼刺激 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 中枢神経系の障害 呼吸器への刺激のおそれ

眠気又はめまいのおそれ
長期にわたる、又は反復暴露による中枢神経系、腎臓、肝臓の障害
飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
水生生物に毒性

注意書き

安全対策
使用前に取扱説明書を入手すること。
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する安全対策を講じること。
容器を接地すること。アースをとること。
涼しい所に置くこと。
容器を密閉しておくこと。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
指定された個人用保護具を使用すること。
取扱い後はよく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
環境への放出を避けること。

救急措置
火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。
吸入した場合、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
無理に吐かせないこと。

保管
換気の良い冷所で保管すること。
施錠して保管すること。
容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

廃棄
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別　混合物
化学名又は一般名　セレン化カドミウム、トルエン

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
セレン化カドミウム	0.09%	CdSe	(1)-1048		1306-24-7

トルエン	99.91%	C6H5CH3	(3)-2		108-88-3

分類に寄与する不純物及び安定化添加物　情報なし

労働安全衛生法　トルエン（政令番号：407）（99.91%）
毒物及び劇物取締法　毒物（指定令第1条）　セレン化合物及びこれを含有する製剤（政令番号：18）（0.09%）
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）　トルエン（政令番号：300）（99.91%）

4. 応急措置

吸入した場合
被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
医師の手当、診断を受けること。

皮膚に付着した場合
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
皮膚を速やかに洗浄すること。
多量の水と石鹸で洗うこと。
医師の手当、診断を受けること。

眼に入った場合
水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
医師の手当、診断を受けること。

飲み込んだ場合
直ちに医師に連絡すること。
吐かせないこと。
口をすすぐこと。

5. 火災時の措置

消火剤
小火災：粉末消火剤、二酸化炭素、散水、一般の泡消火剤。
大火災：散水、噴霧水、一般の泡消火剤

使ってはならない消火剤
棒状注水。

特有の危険有害性
極めて燃え易い：熱、火花、火災で容易に発火する。
蒸気は空気と爆発性混合気を形成する。
蒸気は着火源にまで達し、発火することがある。
屋内、屋外又は下水溝で蒸気爆発の危険がある。
下水講に流れ込むと火災、爆発のおそれがある。
加熱により容器が爆発するおそれがある。
吸入や皮膚からの吸収により中毒を起こすおそれがある。
吸入や接触により皮膚や眼に刺激や炎症ををを起こすおそれがある。
火災時に刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。
蒸気は、めまいや窒息を引き起こすおそれがある。

特有の消火方法
引火点が極めて低い：散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。
大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。これが不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火を行う者の保護	消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外は近づけない。 作業者は適切な保護具(8. 暴露防止及び保護措置の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 風上に留まる。 低地から離れる。 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。 漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。
環境に対する注意事項	環境中に放出してはならない。 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
回収、中和、封じ込め及び浄化の方法・機材	危険でなければ漏れを止める。 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。 少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。 大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる:しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。 漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。 蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。
二次災害の防止策	すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策	『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
局所排気・全体換気	『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
安全取扱い注意事項	使用前に使用説明書を入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。 接触、吸入又は飲み込まないこと。 空気中の濃度を暴露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。 吸入、飲み込みをしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。

毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
毒物又は劇物が施設の外に飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
毒物又は劇物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
毒物又は劇物の容器は、飲食物の容器として通常使用されるものを使用してはならない。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
環境への放出を避けること。

接触回避　『10. 安定性及び反応性』を参照。
衛生対策　取扱い後はよく手を洗うこと。

保管

技術的対策　保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。
保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。
保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。
保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、適当なためますを設けること。
保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。
毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。
毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。

混触禁止物質　『10. 安定性及び反応性』を参照。
保管条件　熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。
酸化剤から離して保管する。
容器は直射日光や火気を避けること。
容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。
施錠して保管すること。

容器包装材料　消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 暴露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度（暴露限界値、生物学的暴露指標）	
		日本産衛学会（2011年版）	ACGIH（2012年版）
セレン化カドミウム	0.05mg/m3(Cdとして)	0.05mg/m3(Cdとして) 0.1mg/m3(Seとして)	TWA 0.002mg/m3(R) (as Cd) TWA 0.2mg/m3 (as Se)

トルエン	20ppm	50ppm(188mg/m3)(皮)	TWA 20 ppm

設備対策		防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 空気中の濃度を制御するには、一般適正換気で十分である。 高熱取扱いで、工程で蒸気、ヒューム、ミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。
保護具		
	呼吸器の保護具	必要に応じて個人用呼吸器保護具を使用すること。 換気が不十分な場合には、適当な呼吸器保護具を着用すること。
	手の保護具	保護手袋を着用すること。
	眼の保護具	眼の保護具を着用すること。 保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）
	皮膚及び身体の保護具	顔面用の保護具を着用すること。 必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用すること。 不浸透性の保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的状態	液体
	形状	液体
	色	無色透明
臭い		特有の臭気
pH		データなし
融点・凝固点		111℃
沸点、初留点及び沸騰範囲		−95℃
引火点		4℃（密閉式）
燃焼又は爆発範囲	下限	1.1 vol%
	上限	7.1 vol%
蒸気圧		3.8 kPa (25℃)
蒸気密度（空気＝1）		3.1
比重（密度）		0.87
溶解度		水に不溶
n-オクタノール／水分配係数		2.69
自然発火温度		480℃
分解温度		データなし
臭いのしきい（閾）値		データなし
蒸発速度（酢酸ブチル＝1）		データなし
燃焼性（固体、ガス）		適用されない
粘度		データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
化学的安定性	通常の保管および取扱いの条件においては安定である。
危険有害反応可能性	過剰な圧力又は熱を放出する危険有害な反応又は重合は起こらない。
避けるべき条件	加熱、高温の物体、火花、裸火、静電気火花。
混触危険物質	強酸化剤。

危険有害な分解生成物　一酸化炭素、二酸化炭素。

11. 有害性情報

急性毒性	経口	トルエンは、ラットLD50=4800mg/kg(NITE)のデータがある。成分の急性毒性値は、セレン化カドミウム 100mg/kg、トルエン 4800mg/kgであり、混合物の急性毒性推定値が4605mg/kgのため、GHS:区分外に該当する。
	経皮	トルエンは、ラットLD50=12000mg/kg(NITE)のデータがある。成分の急性毒性値は、セレン化カドミウム 1100mg/kg、トルエン 12000mg/kgであり、混合物の急性毒性推定値が11894mg/kgのため、GHS:区分外に該当する。
	吸入(蒸気)	トルエンは、蒸気圧=2.93kPa(20℃)から飽和蒸気圧濃度=28924ppm、LC50=4800 ppm(NITE)＜28924ppmX0.90から「ミストがほとんど混在しない蒸気」と考えられ、ppm濃度基準値で判定する。成分の急性毒性値は、トルエン 4800ppmであり、混合物の急性毒性推定値が4800ppmのため、GHS:区分4「吸入すると有害」に該当する。
	吸入(ミスト)	データがなく分類できない。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性		トルエンは中等度 (moderate) の皮膚刺激性を示し(NITE)、又、EU:R38「皮膚を刺激する」(Annex 1, 2004)により、区分2に分類される。区分2の成分濃度が濃度限度(10%)を超えることから、GHS:区分2「皮膚刺激」に該当する。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性		EU-RAR No.30 (2003) のウサギを用いたOECD test guidelineに準拠した眼刺激性試験結果の記述から、7日間で回復するので、トルエンは軽度の眼刺激性を示すと考えられ、区分2Bに分類される。(NITE)。区分2Bの成分濃度が濃度限度(10%)を超えることから、GHS:区分2B「眼刺激」に該当する。
呼吸器感作性		データがなく分類できない。
皮膚感作性		トルエンは、EU-RAR No.30 (2003) のモルモットを用いたマキシマイゼーション法試験結果の記述から、トルエンは皮膚感作性を有しないと考えられ、区分外とされる(NITE)。トルエンが区分外、セレン化カドミウムが分類できないで濃度限界(1.0%)未満であるため、GHS:区分外に該当する。
生殖細胞変異原性		トルエンは、EHC 52 (1986)、EU-RAR No.30 (2003)、IARC 71(1999)、ATSDR (2000)の記述から、経世代変異原性試験(優性致死試験)で陰性、生殖細胞in vivo変異原性試験なし、体細胞in vivo変異原性試験(小核試験、染色体異常試験)で陽性、生殖細胞in vivo遺伝毒性試験なしであるが、in vivoでの陽性結果ははっきりとした陽性結果はなく、結果表に「+」と記載されている評価書もあるが、いずれも総合判断としては陰性としており(EUでは結果表でもすべて陰性としている)、また1970年代に旧ソ連で行われた実験ではベンゼンの混入が疑われ、Priority1の評価書では総じて陰性と判断している。したがって、他に陰性結果の試験が6試験あることも考慮し総合的に判断してin vivo変異原性試験は陰性と判断し、区分外とした(NITE)。 トルエンが区分外で、セレン化カドミウムが分類できないで濃度限界(0.1%)未満であるため、GHS:区分外に該当する。

発がん性	セレン化カドミウムが区分1で濃度限界(0.1%)未満、トルエンが区分外のため、GHS:区分外に該当する。
生殖毒性	トルエンは、IRIS Toxiological review(2005)、EU-RAR No.30(2003)、IARC 71（1999）、IARC 47（1989）、EHC 52（1986）、ATSDR（2000）の記述から、ヒト疫学研究でトルエン暴露による自然流産の増加、妊婦のトルエン乱用による新生児の発育異常・奇形、トルエン暴露による血漿中の黄体形成ホルモン、テストステロン濃度の減少が示唆されており、EU RAR30(2003)ではNg et al.,1992の報告から"the study suggests an increased risk of late spontaneous abortions associated with exposure to toluene at levels around 88 ppm (range 50-150 ppm). The results of this study are used as a basis for the risk characterisation of developmental toxicity in humans."と結論していることから区分1Aとした(NITE)。 トルエンが区分1Aで濃度限界(0.3%)以上のため、GHS:区分1A「生殖能又は胎児への悪影響のおそれ」に該当する。
特定標的臓器毒性（単回暴露）	ヒトについては、「トルエンは、主に吸入によって速やかに吸収され中枢神経系に作用する。500-800 ppm になると中枢神経系の抑制が現れ、酩酊、精神錯乱、歩行異常などがみられる。」（CERIハザードデータ集 96-4 (1997)）等の記述があることから、区分1（中枢神経系）とした(NITE)。成分濃度が濃度限界(10.0%)以上の区分1の成分はトルエン(中枢神経系)であるため、GHS:区分1(中枢神経系)「中枢神経系の障害」に該当する。 トルエンは、50-100 ppm で疲労感、眠気、めまい、軽度の呼吸器系への刺激をもたらす。「眼、鼻、喉へに対する刺激」（EU-RAR No.30 (2003)）等の記述から、区分3（気道刺激性）に分類される(NITE)。 トルエンが区分3（気道刺激性)で、成分濃度合計が濃度限界(20%)以上のため、GHS:区分3（気道刺激性)「呼吸器への刺激のおそれ」に該当する。 トルエンは、EU：R67「蒸気が眠気とめまいを生じさせるおそれがある」(Annex I, 2004)及び、50-100 ppm で疲労感、眠気、めまい、軽度の呼吸器系への刺激をもたらす。200-400 ppm では興奮状態となり、錯感覚や吐き気を伴う。実験動物については、「麻酔」（EU-RAR No.30 (2003)）等の記述があることから、区分3（麻酔作用）に分類される(NITE)。トルエンが区分3（麻酔作用)で、成分濃度合計が濃度限界(20%)以上のため、GHS:区分3（麻酔作用)「眠気又はめまいのおそれ」に該当する。（区分3（麻酔作用)と判定するに専門家の意見を聞いていない。）

特定標的臓器毒性（反復暴露）	トルエンは、ヒトについては、「トルエンには薬物依存性があり、トルエンの嗜好的吸入により視野狭窄または眼振や難聴を伴う頭痛、振戦、運動失調、記憶喪失といった慢性的中枢神経障害が報告されている。CT 検査により脳萎縮が観察され、血尿やタンパク尿など腎機能障害も報告されている。」（CERIハザードデータ集 96-4 (1997)）、「難聴、脳幹聴性誘発電位の変化」（ATSDR (2000)）、「SGOTの上昇、肝細胞の脂肪変性やリンパ球浸潤を伴う肝毒性」（EU-RAR No.30 (2003)）等の記述があることから、中枢神経系（脳、内耳への影響を含む）、腎臓、肝臓が標的臓器と考えられ、区分1（中枢神経系、腎臓、肝臓）とした(NITE)。 成分濃度が濃度限界(10.0%)以上の区分1の成分はトルエン(中枢神経系、腎臓、肝臓)であるため、GHS:区分1(中枢神経系、腎臓、肝臓)「長期にわたる又は反復暴露による中枢神経系、腎臓、肝臓の障害」に該当する。
吸引性呼吸器有害性	炭化水素であり、動粘性率は0.65 mm2/s (25℃)(計算値)<20.5 mm2/s (40℃)により、区分1とした(NITE)。 トルエンが区分1、成分濃度合計が10%以上で、本製品の40℃における動粘性係数が20.5mm2/s以下であるため、GHS:区分1「飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ」に該当する。

12. 環境影響情報

水生環境有害性（急性有害性）	トルエンは、甲殻類（ブラウンシュリンプ）の96時間EC50=3.5mg/L（EU-RAR、2003）他から、区分2とした(NITE)。 セレン化カドミウムが区分1、トルエンが区分2で、区分1の成分濃度X毒性乗率X10 + 区分2の成分濃度の濃度合計が濃度限界(25%)以上のため、GHS:区分2「水生生物に毒性」に該当する。
水生環境有害性（長期間有害性）	トルエンは、急速分解性があり（BODによる分解度：123%（既存化学物質安全性点検データ））、かつ生物蓄積性が低いと推定される(log Kow=2.73 (PHYSPROP Database、2005))ことから、区分外とした(NITE)。 セレン化カドミウムが区分1、区分1の成分濃度X毒性乗率X100 の濃度合計が濃度限界(25%)未満で、その他の成分がいずれも区分外のため、GHS:区分外に該当する。
オゾン層への有害性	モントリオール議定書の附属書に列記されたオゾン層破壊物質を含まないため分類されない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を依託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。

汚染容器及び包装		容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規則	海上規制情報	IMOの規定に従う。
	UN No.	1294
	Proper Shipping Name	TOLUENE
	Class	3
	Packing Group	Ⅱ
	Marine Pollutant	Not Applicable
	Harmful Liquid Substances	Not Applicable
	航空規制情報	ICAO／IATAの規定に従う。
	UN No.	1294
	Proper Shipping Name	Toluene
	Class	3
	Packing Group	Ⅱ
国内規制	陸上規制	消防法の規定に従う。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	1294
	品名	トルエン
	クラス	3
	容器等級	Ⅱ
	海洋汚染物質	非該当
	有害液体物質	非該当
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	1294
	品名	トルエン
	クラス	3
	等級	2
特別の安全対策		輸送の前に容器の破損、腐食、漏れ等のないことを確かめる。 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒しもしくは破損しないように積載すること。 移動の際に、転倒、衝撃、摩擦、圧壊、漏洩などを生じないようにする。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れを生じないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 運搬中の事故等により災害が発生した場合は、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。 重量物を上積みしない。 輸送時にイエローカードを携帯する。
緊急時応急措置指針番号		130

15. 適用法令

労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(トルエン) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法57条1、施行令第18条)(トルエン)

	第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号）（トルエン）
	危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号）
化審法	優先評価化学物質（法第2条第5項）（トルエン）
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）（トルエン）
毒物及び劇物取締法	毒物（指定令第1条）（セレン化合物及びこれを含有する製剤）
水質汚濁防止法	有害物質（法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条）（セレン及びその化合物、カドミウム及びその化合物）
大気汚染防止法	有害物質(法第2条第1項3、施行令第1条)(カドミウム及びその化合物)
土壌汚染対策法	特定有害物質（法第2条第1項、施行令第1条）（カドミウム及びその化合物、セレン及びその化合物）
廃棄物処理法	特別管理産業廃棄物（法第2条第5項、施行令第2条の4）（セレン及びその化合物を含有する特定有害産業廃棄物、カドミウム及びその化合物を含有する特定有害産業廃棄物）
	特別管理産業廃棄物（法第2条第5項、施行令第2条の4第1号）（廃油）（引火点70℃未満の消防法引火性液体）
労働基準法	疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条・別表第1の2第4号1・昭53労告36号）（セレン及びその化合物（セレン化水素を除く。）、カドミウム及びその化合物、トルエン）
消防法	第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体（法第2条第7項危険物別表第1）
船舶安全法	引火性液体類（危規則第3条危険物告示別表第1）
航空法	引火性液体（施行規則第194条危険物告示別表第1）

16. その他の情報

連絡先	アフィメトリクス・ジャパン株式会社
参考文献	NITE GHS分類公表データ EU CLP Regulation, AnnexVI CHEMWATCH社 GHS-SDS RTECS(2006-2010) 国連化学物質安全カード (ICSC)
	記載内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、現時点における化学又は技術に関する全ての情報が検討されているわけではありませんので、いかなる保証をなすものではありません。又、注意事項は、通常の取り扱いを対象としたものであります。特殊な取り扱いの場合には、この点のご配慮をお願いします。